

諮問庁：金融庁長官

諮問日：令和5年2月21日（令和5年（行情）諮問第218号）

答申日：令和5年6月5日（令和5年度（行情）答申第108号）

事件名：行政文書情報公開開示請求に係る決裁文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別紙の2に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和4年10月25日付け金総政第6656号により金融庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、原処分における本件対象文書の不開示部分（以下「本件不開示部分」という。）を不開示とした決定を取り消し、その開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

それぞれの黒塗り箇所それぞれについて、法5条各号のいずれか1つ以上に本当に該当するかどうか、疑わしい。

特に、〈開示請求者の〈所属法人の名称〉、職業、開示請求者に関する「司法上の手続き等」〉（以下、第2において「特定類型情報」という。）についていうと、特定類型情報単体が公開されたとして、〈開示請求者を特定する情報（開示請求者の氏名等）について不開示となる（特定の個人を識別することができるもの（法5条1号）にあたるため）、という法適用の結果〉から、〈特定類型情報がどの個人にかかるものなのか〉は公開されないことになる。よって、特定類型情報について不開示とする必要性が無い。言い換えれば、「所属は株式会社XXX」というような記載や「職業は会社員」というような記載は、それぞれ、単独で存在している限り、（法5条1号を含め）不開示となるべき根拠はない。

第3 諮問庁の説明の要旨

審査請求人が、令和4年8月12日付け（同月15日受付）で、処分庁に対して行った行政文書開示請求（同年9月7日付けで補正済み。以下

「本件開示請求」という。) に関し、処分庁が、原処分をしたところ、これに対し審査請求があったが、以下のとおり、原処分を維持すべきものと思料する。

1 本件開示請求に係る行政文書について

本件開示請求に係る行政文書は、本件開示請求に記載のとおりである。

2 原処分について

(1) 原処分の概要

処分庁は、本件開示請求に係る行政文書について、本件対象文書（金融庁受付分）のほか1文書（財務省受付分）を特定し、法9条1項の規定に基づき、その一部を不開示とする旨の決定を行った。

(2) 本件審査請求に係る不開示理由について

原処分は、本件対象文書について、法5条1号を根拠として、行政文書開示決定通知書別紙2の「不開示とした部分」記載の部分につき、不開示とした。具体的な不開示理由は次のとおりである。

不開示とした部分には、個人に関する情報として、開示請求者の氏名、住所、電話番号、所属法人の名称、職業、役職、開示請求者に関する司法上の手続等が記載されている。当該情報は個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等によって特定の個人を識別することができるおそれがあることから、法5条1号に該当し、不開示とする。

3 審査請求人の主張について

(1) 審査請求の趣旨

上記第2の1のとおり。

(2) 審査請求の理由

上記第2の2のとおり。

4 原処分の妥当性について

(1) 審査請求に係る対象文書について

本件対象文書は、令和3事務年度に金融庁が受け付けた行政文書情報公開開示請求に係る決裁文書である。

(2) 不開示事由該当性について

不開示とした部分の情報は、それぞれ一体として開示請求者に係る法5条1号の個人に関する情報であって、開示請求者の氏名、住所、電話番号、所属法人の名称、職業、役職、開示請求者に関する司法上の手続き等の開示請求者に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができるものであるといえる。よって、当該不開示部分は、法5条1号に該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められないので、不開示としたことは妥当である。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、上記第2の2において、「所属は株式会社XXXとい

うような記載や「職業は会社員」というような記載は、それぞれ、単独で存在している限り、（法5条1号を含め）不開示となるべき根拠はない。」などと主張するが、本件対象文書には、開示請求者に係る情報が、開示請求者の氏名、所属、職業等を含む形で記載されていることから、全体として、開示請求者に係る法5条1号の情報に該当すると認められ、法6条2項による部分開示の余地はない。

よって、審査請求人の主張には理由がない。

5 結語

以上のとおり、原処分は妥当であると認められることから、諮問庁は、これを維持するのが相当であると思料する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和5年2月21日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年3月7日 審議
- ④ 同年5月15日 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同月31日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書を含む文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書の一部につき、法5条1号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件不開示部分の開示を求めているところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

本件対象文書は、開示請求者ごとに作成された開示決定や求補正に係る決裁文書であり、本件不開示部分には、開示請求者の氏名、住所、電話番号、勤務先、職業、役職、開示請求者に関する司法上の手續等が記載されているところ、これらの情報は、各決裁文書ごとに全体として当該開示請求者に係る法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められ、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

次に、法6条2項による部分開示の可否について検討すると、別紙の2に掲げる部分を除く部分は個人識別部分であることから、部分開示の余地はないが、別紙の2に掲げる部分は、これを公にしても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められることから、開示すべきである。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とした決定については、別紙の2に掲げる部分を除く部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別紙の2に掲げる部分は、同号に該当せず、開示すべきであると判断した。

(第4部会)

委員 小林昭彦, 委員 常岡孝好, 委員 野田 崇

別紙

1 本件対象文書

令和3事務年度行政文書情報公開開示請求に係る決裁文書（金融庁受付分）

2 開示すべき部分

108枚目「1 開示請求を受けた行政文書の名称等」の3行目1文字目ないし11文字目及び4行目7文字目ないし11文字目

(注) 行数の数え方については、空白の行は数えない。

文字数の数え方については、句読点も1文字と数え、開示の実施に当たり不開示部分を特定するために記入した記号は数えない。